

令和4年度 歳末たすけあい配分金事業 就労支援及び地域活動支援事業 募集要項

【事業実施期間：令和3年12月～令和4年2月】

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、様々な制限を受ける中で、事業所の事業実施に係る費用の助成や、障がいのある方と地域住民との交流に係る費用の助成を行い、就労意欲や日々の生活の楽しみを醸成します。

2 助成対象団体

就労継続支援B型事業所を運営するNPO法人、社会福祉法人 等

3 助成対象事業 ※1団体1事業を選択

(1) 事業所の普及啓発事業

障がい者、高齢者世帯、母子世帯等を始めとする地域住民へ、事業所の作品を販売又は配布を行い、事業所の周知につなげます。

【活動例】クリスマスケーキの販売、クリスマスプレゼントの配布、おせち料理の販売
冬期間のオーダブルの販売

(2) 地域住民との交流事業

事業所が主体となり、利用者と地域住民と交流を図る行事を実施します。行事内では、事業所で製作した製品の販売等を行い、その後の事業所の発展につながる事業とします。

(事業実施に必要な感染症対策用品も、必要経費として申請可)

4 事業実施期間

令和4年12月1日～令和5年2月28日

5 助成対象外事業

次に掲げるものは、助成の対象としません。

- (1) 介護保険事業、営利活動、政治活動、宗教活動
- (2) 公的な補助金、あるいは本助成以外からの助成を受けている事業
- (3) 団体の運営費（人件費及び家賃、光熱費、通信費も含まれます）
- (4) 総事業費の1割以上の自主財源が確保されていない事業
- (5) その他助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

6 助成対象外経費

- (1) 本事業と関連性のない団体の運営費（家賃、光熱水費、通信費など）
- (2) 人件費（ただし、配食等に係るガソリン代等の費用弁償は除きます。）

7 助成基準

(1) 助成額

1事業100,000円を上限とします。

(2) 助成率

総事業費の9割以内で、総事業費の1割以上の自己負担を必要とします。

8 助成の審査

柏崎市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、同会の運営委員会にて助成の可否及び助成金額を決定の上、申請団体へ通知します。助成金額については、申請状況等により助成上限額を下回ることがあることを御承知おきください。なお、複数の団体から申請が重なった場合、過去の助成交付年数を審査基準とし、新規申請団体を優先します。

※ 審査の過程及び内容についての問合せには、応じられません。

9 応募方法及び助成内定時期

(1) 応募方法

「助成申請書」に所定の必要書類を添付し、柏崎市共同募金委員会へ提出してください

(2) 申請締切

令和4年8月26日（金）必着

(3) 助成内定

当会助成審査委員会で申請内容について審査し、9月下旬に申請団体に通知します。

(4) 助成決定及び助成金の交付

令和4年12月に開催される運営委員会で助成決定します。

助成金は、令和5年1月以降に団体が指定する口座に振り込みます。

10 助成対象団体の責務

(1) 助成交付を受けた団体は、事業の実施に当たり、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて事業を実施することを、広く市民に明示しなければなりません。

(2) 助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、共同募金運動に積極的に参画・推進しなければなりません。

(3) 事業実施終了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えて柏崎市共同募金委員会まで「事業完了報告書」を提出しなければなりません。報告がない場合は次年度以降の助成事業の申請を受け付けません。

11 問合せ先

柏崎市共同募金委員会 〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 TEL22-1411